

総務文教常任委員会

平成28年2月17日(水)午前10時20分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

企画管理部

<人事課>

- (1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)
<説明～質疑>

<夢ビジョン推進課>

- (2) 第3号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑>

<人事課>

- (3) 第4号議案 亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
(4) 第5号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(5) 第6号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(6) 第7号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<説明～質疑>

総務部

<財政課・税務課>

- (1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)
<説明～質疑>

4 討論～採決

(休憩)

5 委員長報告確認

6 その他

総務文教常任委員会委員長報告

(2 8 . 2 . 1 7)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、第1号議案、平成27年度亀岡市一般会計補正予算について、その主な内容は、職員の給与条例の改正等に伴う、各費目の職員人件費の増額補正、及び国民健康保険事業特別会計への、職員人件費に係る繰出金の増額補正であります。

なお、その財源については、市税・基金繰入金等の一般財源で措置されています。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案、亀岡市部設置条例の一部改正については、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画及び亀岡市総合戦略を推進する体制を構築するため、「市長公室」や「土木建築部」を設置するなど、部及び分^{ぶんしょう}掌事務の一部について、再編整備を行うものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案、亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、病院事業管理者が病院長を兼務する場合に、特別職報酬等審議会

の審議対象者から除外するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第5号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正**については、国の給与改定措置に準じて、市長等の特別職の職員について、その期末手当の支給割合を改正すること、また、給与について、病院事業管理者が病院長を兼務する場合は、市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に基づき支給しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第6号議案、亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正**については、国の給与改定措置に準じ、一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するとともに、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、給料表等を改定しようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第7号議案、職員の退職手当に関する条例の一部改正**については、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等を踏まえ、退職前の職責に応じて加算される退職手当の調整額を改定すること、また、病院事業管理者が病院長を兼務する場合、特別職の職員としての退職手当の支給をしないこと等とするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります但本委員会の報告といたします。

「亀岡市部設置条例」及び関連条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

平成28年度は、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画と「市民力で未来を拓く！」を市政推進の柱とする桂川市政1期目の本格的なスタートの年にあたることから、行政組織・機構については、後期基本計画と亀岡市総合戦略を推進する体制を構築することを基本に、以下の方向性及び視点に基づき更なる市政の推進を図るため、行政組織・機構改革を行う。

○改革の方向性

- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の着実な推進
- ・行財政改革大綱2015-2019の堅実な推進

○改革の視点

- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画と亀岡市総合戦略を推進する組織・機構
- ・京都スタジアム（仮称）関連事業の円滑な実施を図る組織・機構
- ・機能的で効率的な市民にわかりやすい組織・機構
- ・権限移譲、制度改正等に対応し円滑に事務を執行する組織・機構

2. 改正条例及び改正内容

(1) 亀岡市部設置条例関係

○「市長公室」の新設

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画と亀岡市総合戦略に掲げ重点的に取り組むべき施策や特命事項などを庁内横断的かつ戦略的に推進・実現するため、また、市民の声を迅速に政策に反映させる体制を整備するため、新たに「市長公室」を設置する。

「市長公室」の分掌事務は、以下のとおりとする。

- ・「秘書及び広報広聴に関すること」、「職員の人事、給与、厚生及び人材育成に関すること」を企画管理部から移管する。
- ・「定住促進及び少子化対策に関すること」、「ふるさと力向上寄附金」を明記するとともに、政策推進室から「特命事項に関すること」を移管する。

なお、「市長公室」の設置により、「政策推進室」は廃止する。

○総務部の「予算その他財務に関すること」を企画管理部へ移管

「予算その他財務に関すること」を企画管理部へ移管することにより、企画部門と一層連携を図り、後期基本計画等を着実に推進する体制を整備する。

○「まちづくり推進部」の再編

京都スタジアム（仮称）関連事業と京都・亀岡保津川公園整備事業との一層の連携及び円滑な推進を図るために、「まちづくり推進部」を二分し、新たに「土木建築部」を設置する。

「まちづくり推進部」の分掌事務は、以下のとおりとする。

- ・「都市計画に関すること」、「都市整備に関すること」を残し、「政策推進室」からバス交通、JR関連事業等を含む「公共交通政策に関すること」を移管するとともに、「京都スタジアム（仮称）に関すること」を明記する。

○「土木建築部」の新設

「まちづくり推進部」の再編に伴い、新たに「土木建築部」を設置する。

「土木建築部」の分掌事務は、以下のとおりとする。

- ・「まちづくり推進部」から、「桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関すること」、「道路、河川その他の土木に関すること」、「交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること」、「法定外公共物に関すること」、「住宅及び建築に関すること」を移管する。

(2) 亀岡市営住宅入居者選考審議会条例関係

審議会の庶務を、「まちづくり推進部」から「土木建築部」に改正

3. 施行期日 平成28年4月1日

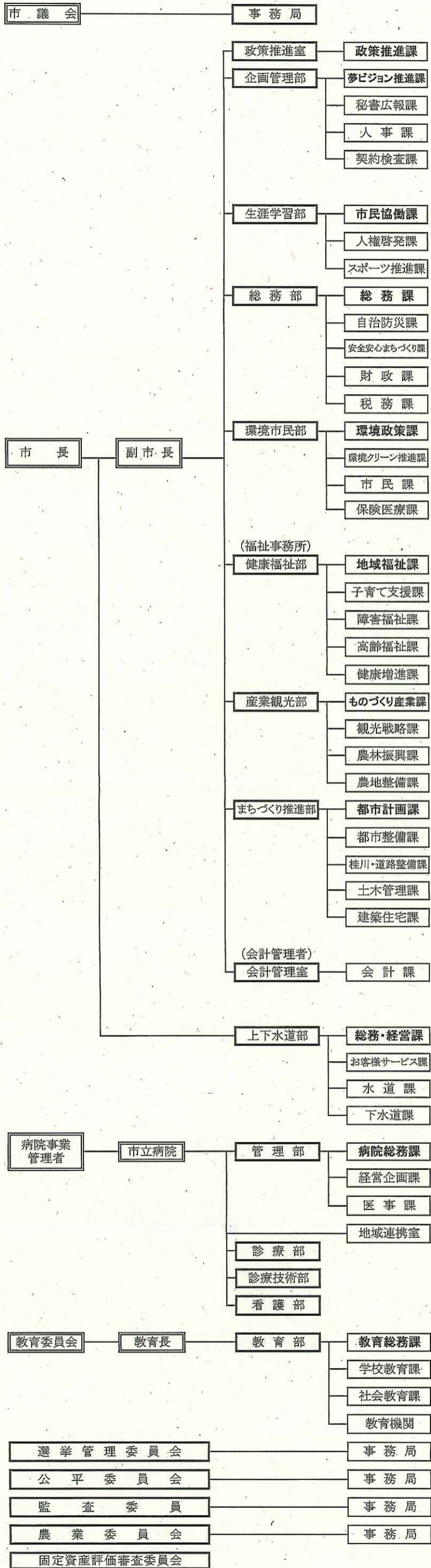
4. その他

今回の部設置条例改正により、条例の対象となる組織体制は1室7部から1室8部体制となり、組織全体では13部3室42課から14部3室43課となる。

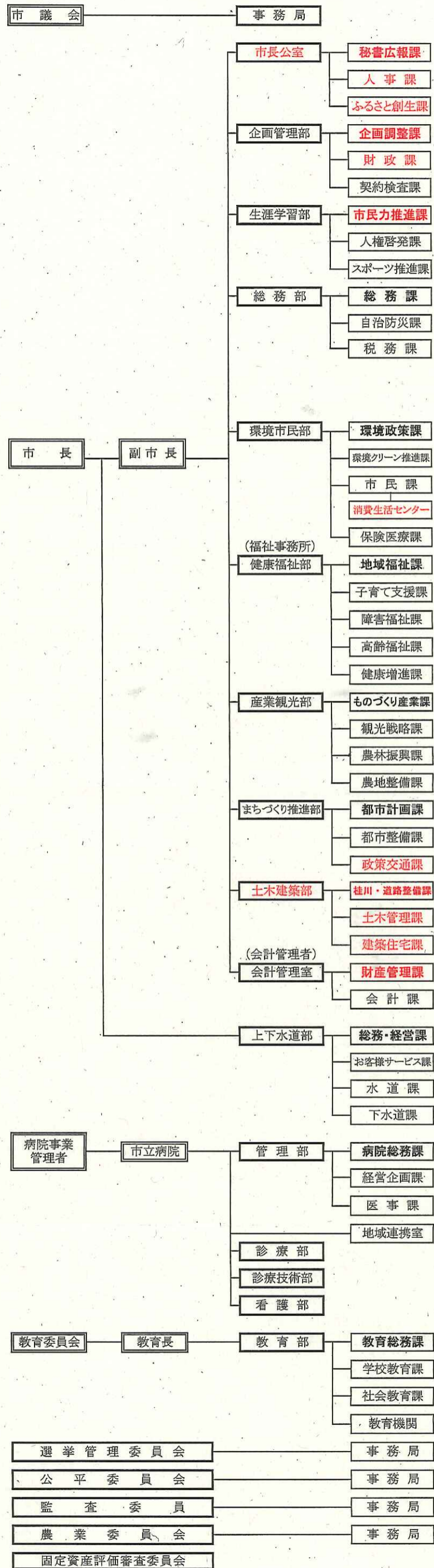
※ゴシック太字は、総務担当課

(変更前)

(変更後)



※部設置条例による組織体制：1室 7部
※組織全体：13部 3室 42課



※部設置条例による組織体制：1室 8部
※組織全体：14部 3室 43課